

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速ドライブチャンネル「どらちゃん」動画等 コンテンツ制作業務（2026年度）
2 業 者 名	株式会社フラッグ
3 随意契約理由	<p>本業務は、阪神高速の利用促進及び沿線地域の魅力発信を行う WEB コンテンツである“阪神高速ドライブチャンネル「どらちゃん」”にて阪神高速の利用促進及び沿線地域の魅力発信を行うため、YouTube 動画及びショート動画等の制作・発信、SNS の活用を実施するものである。これらを通じ、阪神高速の利用促進を行いつつ、沿線地域の魅力発信を行うことにより、沿線地域の価値向上・地域活性化に寄与しようとするものである。</p> <p>本業務においては、企画競争方式による発注を採用し、企画提案書の募集を行った。</p> <p>複数者から提出があった企画提案書について審議した結果、株式会社フラッグから提出された企画提案書を本業務に最適な企画提案書として特定した。</p> <p>よって、本業務は阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定により株式会社フラッグと随意契約するものである。</p>
	阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。